

## ○八女西部広域事務組合事務決裁規程

(平成 27 年 6 月 1 日 規程第 2 号)  
改正 令和 2 年 7 月 9 日規程第 2 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、八女西部広域事務組合における事務の決裁基準を定めることを目的とする。

### (決裁基準)

第 2 条 決裁の基準は、別表に定めるもののほか筑後市事務決裁規程（平成 3 年告示第 24 号）を準用する。

2 前項規程中「市長」「副市長」「部長」を「組合長」に、「課長」を「事務局長」に、「担当係長」を「担当次長」に読み替える。

### 附 則

1 この告示は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

2 八女西部広域事務組合事務決裁規程（昭和 52 年規程第 1 号）は、廃止する。

### 附 則（令和 2 年 7 月 9 日規程第 2 号）

この告示は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

支出負担行為の専決

区分（節名）	事務局長
1 報酬	全額
2 給料	全額
3 職員手当等	全額
4 共済費	全額
5 災害補償費	全額
8 旅費	全額
9 交際費	（全額組合長決済）
10 需用費のうち、電気料、水道料、下水道使用料	全額
11 役務費	全額
12 委託料	100万円未満
13 使用料及び賃借料	100万円未満
14 工事請負費	500万円未満
15 原材料費	100万円未満
16 公有財産購入費	100万円未満
18 負担金、補助及び交付金	100万円未満
19 扶助費	全額
21 補償、補填及び賠償金	100万円未満
22 償還金、利子及び割引料	全額
23 投資及び出資金	（全額組合長決済）
24 積立金	100万円未満
25 寄付金	（全額組合長決済）
26 公課費	全額
上記に掲げる経費以外の経費	100万円未満

注 金額は、1件当たりの契約金額又は支出金額をいう。